

令和5年度

生徒指導規程

校番（30）呉市立倉橋小学校

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、全教職員が指導や対応にあたるためのものである。

第2章 学校生活に関すること

ここでいうきまりとは、「明るく元気な倉橋小学校の子ども」など、学校から出したきまりである。
違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者への理解と協力を得ながら指導を続ける。

（登下校等）

第2条 全学期を通じて、登下校の時間を守る。

- (1) 登校 徒歩またはスクールバスで、8時10分までに登校する。
 - (2) 下校 徒歩またはスクールバスで、下校時刻を守って帰る。
- 2 登下校の際は、決められた通学路やバス停を利用する。
- 3 登校後無断で校外へ出ない。
- 4 欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。（電話、連絡帳）
保護者から連絡がない場合は、学校から連絡をとる。また、連絡がつかない場合は、家庭訪問をする。
- 5 欠席が3日以上続いた場合は、原則家庭訪問をする。（担任または生徒指導主事）

（服装）

第3条 学校は「学ぶところ」であることを第一に考え、学習や活動に適した服装を着用する。

- 2 登校時には、原則としてランドセルを使用する。
- 3 冬場は、防寒着やマフラー手袋を着用してもよいが、原則校内では脱ぐ。

（髪型）

第4条 学習や運動の妨げにならない髪型とする。肩にかかる場合は、黒・茶・紺色のゴムで結ぶ。
髪留めも同じ色とする。

※男女とも、前髪は目にかかる程度の長さとし、染色・脱色・パーマ・整髪料の使用は禁止する。

※保健上の都合で上記の規定にできない場合には、保護者を通して担任に届けて、学校の許可を得る。

- 2 小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるよう指導を行う。

(化粧・装飾)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス・ネックレス・ブレスレット・ミサンガ
- (2) 口紅・マニキュア等爪への装飾

(持ち物)

第6条 学習に不要な物の持ち込みを禁止する。

- 2 不要な物を持ってきた場合、保護者に連絡する。その後、学校で預かり、保護者に連絡し、返却する。
(雑誌、マンガ、トランプやゲーム機などの遊び道具、食べ物など)
- 3 はさみ以外の刃物については、教師が指定した物以外持ってこない。
授業で必要なカッターや彫刻刀、裁縫道具などは担任が管理する。
- 4 携帯電話、スマートフォンは学校に持ち込まない。保護者の申請があった場合、手続きを行った上で、登校後、学校で預かり、帰宅時に返す。

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

第7条 外出の際は、行き先・目的・一緒に行く人・帰宅時刻を家の人に伝える。

- 2 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。
(地区外へ行くときは、必ず家の人の許可をもらい、3～6年生はバスを利用してもよいこととする。1・2年生は家の人に連れて行ってもらう。自転車では絶対に地区外へは行かない。)
- 3 買い物などの用事がないのにお店に入らない。
- 4 海で泳いだり遊んだりするときは、保護者同伴とする。

(安全)

第8条 交通のきまりを守る。

- 2 安全に気を付けて自転車に乗る。
(危険な場所で乗ったり、危険な乗り方をしたりしないようにする。)
- 3 県道では自転車に乗らない。
- 4 自転車に乗る時には、ヘルメットを着用するように努める。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第9条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者との連絡・協議を行い、別室で特別な指導を実施する。

- (1) 法令・法規に違反する行為

- ① 窃盗・万引き
 - ② 暴力・暴言・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 飲酒・喫煙
 - ⑤ 薬物等乱用
 - ⑥ 交通違反
 - ⑦ 刃物等所持
 - ⑧ 性に関するもの
 - ⑨ その他法令・法規に違反する行為（名誉毀損・侮辱等）
- (2) 本校のきまり等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- (4) その他、いじめ等、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

第 10 条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省し、安定した学校生活を送ることを落ち着いて考えさせるために、保護者と連携・協議を行い、別室で説諭・反省文を書かせるなど発達段階に応じた指導を行う。

- 2 特別な指導の実施の有無、その期間については、事案ごとに協議する。
期間は原則として 1 日から 3 日以内とする。ただし、問題行動の程度や繰り返しなどにより指導期間を変更することがある。
- 3 特別な指導を行う際には、指導期間及び内容等について児童と保護者に説明する。
- 4 特別な指導は原則として複数の教職員である。必要に応じて管理職も指導に入る。
- 5 特別な指導は別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。
- 6 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録用紙に記録をとり、記録簿に綴じる。
- 7 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。
- 8 必要に応じて関連機関（倉橋駐在所）との連携を図る。

※特別な指導について

場所：教育相談室等で行う。

- 内容：①説諭
②反省文
③課題学習（基礎学習）
④管理職との面談（決意表明等）

付則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正